

和歌山県立新宮高等学校いじめ防止基本方針

和歌山県立新宮高等学校全日制

1 はじめに

和歌山県立新宮高等学校（以下「本校」という）は、本校の生徒すべてが個人として尊重され、いじめを受けることなく、安心して学校生活を送れるよう、和歌山県の定める「和歌山県いじめ防止基本的方針」に基づき、「和歌山県立新宮高等学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という）を定める。いじめが確認された場合には、迅速かつ適正な措置を取る。なお、この基本方針は関係各機関の協力のもと、定期的に検証・改訂する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より）

いじめについては、「いじめはどこの学校でも起りうる」、「いじめは決して許さない」という意識を全教職員が持ち、教職員、生徒、保護者、地域がより良い関係を構築し一体となっていじめ防止に向けて取り組むことが必要である。

(2) いじめの態様（文科省2013「いじめ防止等のための基本的な方針」から）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談すべきものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

3 いじめ防止のための取組

(1) いじめ防止委員会

本校はいじめの未然防止、早期発見のために、教職員等による「いじめ防止委員会」（以下、「防止委員会」という）を設置する。防止委員会は校長、教頭、生活指導部長、人権教育部長、各学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家も加える。防止委員会の委員長は生活指導部長が務める。防止委員会は、いじめの防止、早期発見のための取組を策定するとともに適切に運営されているかどうかを検証する。

(2) 未然防止のための取組

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者や地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ③いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

(3) 早期発見のための取組

- ①在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回
 - ・個人面談を通して学級担任による生徒からの聴き取り調査 年1回以上
- ②生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・学校相談窓口の設置
- ③相談・通報のあった事案は、防止委員会で協議し情報共有に努めるとともに、家庭・地域と連携し継続的指導・支援を行う。
- ④校内研修を適宜実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通して行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が適切かつ効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

4 いじめへの対処

(1) いじめの通報・発見及び組織的対応

- ①いじめの通報（本人・保護者の訴え、本校生徒以外の通報）、またはいじめの発見（教職員の気づきなど）があった場合は、最初に情報に接した教職員が管理職に報告する。
- ②上記の報告を受けた校長はリーダーシップを発揮し、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った場合や精神性の疾患を発症した場合等が想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切かつ正確な調査を行い校長が判断する。

さらに、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が状況を把握し対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ防止委員会に経験を有する外部の人材（学校評議員、振学会役員等）を加えた組織で調査し事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力・連携しながら事態の解決に向けて対応する。